

て 広 報

第 222 号
2025年 1 月30日

天 龍

— 私たちの村 —
— 1 月 1 日現在 —
人口 1,028 人
男 487 人 女 541 人
世帯数 596 世帯

発行 天 龍 村 役 場
編集 総 務 課
印刷 飯田共同印刷(株)



年頭あいさつ

天龍村長 永嶺 誠一



令和7年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

村民のみなさんには、新たな希望と夢を抱きながらの新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より村政各般にわたりまして格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、元日に能登半島を中心とした大地震が発生し、翌2日には被災地に向け支援物資を運搬しようとした海上保安庁の飛行機が、着陸した日航機と衝突するという痛ましい事故が発生するなど非常にショッキングな年明けとなりました。さらに、能登地方では9月に豪雨災害が発生し、復興現場の被害が拡大するなど悲惨な状況が続きました。改めて犠牲となられたみなさんのご冥福をお祈り申し上げますと

ともに被災されたみなさんに心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の1日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

地震に関しては8月に南海トラフ地震臨時情報が初めて発令されました。その後大きな揺れなどはございませんでしたが、大地震に対する備えを再確認する機会となりました。

また、昨年の夏も前年に引き続き非常に暑い日が続き、村でも初めてクーリングシエルターを設置したところでした。

さらに、物価高騰などにより家計への影響が一層厳しくなったりした年でもありました。

このように異常気象による大規模な自然災害が発生したり、猛暑が続いたり、経済的に大変だったりの一年ではありましたが、幸い、天龍村におきましては大きな災害などもなく無事越年することができましたことは何よりだと思っております。一方その中でも明るい話題もありました。パリ五輪

で日本人選手が活躍したり、大リーグで大谷選手が50-50を達成し、さらにMVPに輝いたりとスポーツの世界で日本中を元気づけてくれた年でもありました。また、7月3日から新紙幣が発行され、渋沢栄一の故郷、埼玉県深谷市では大いに盛り上がったと聞いております。

天龍村におきまして、4月に施設一体型の小中併設校がスタートし、小学1年生から中学3年生までの幅広い年齢が学びあう場として、天龍村教育の新しい歴史を歩み始めました。子供たちの健やかな成長を願うものであります。関連して併設する体育館の屋根には太陽光発電設備が整備され、防災拠点としての機能も有することになりました。

また7月には、交通死亡事故ゼロの日が連続1万日を達成し、これを記念した交通安全大会を開催したところでありました。また、おきよめの湯が開業30周年を迎えたり、12年に一度のドラゴンイヤーとして一年を

通して様々なイベントなどを行ったりしてまいりました。こうしたことは、すべて村民のみなさんのご協力の上に成り立っているものであり、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

天龍村の最大の課題は、過疎化・少子高齢化の問題でございます。こうした問題は一朝一夕には解決できるものではございませんが、村民のみなさんと一緒になってそうした課題に立ち向かっていきたいと思っておりますし、最終的には「村民のみなさんが住んでよかったと思える村。将来にわたって希望が持てる村。」を築き上げていきたいと思っておりますので、どうか今後とも引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が天龍村にとりまして、そして村民のみなさんにとりまして幸多き年となりますよう心からご祈念申し上げます。年頭のあいさつとさせていただきます。

議会だより 第4回 定例議会

第4回定例会は、12月3日(火)に開会し、12日(木)までの10日間の会期で行われ、左記の議案について、原案どおり可決されました。

可決された案件

○職員等の旅費及び特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の整備に関する条例について

主な内容は、議会議員、常勤の特別職、非常勤の特別職及び職員が出張した場合の旅費について、近隣自治体との均衡を図り、往復200km以上の地へ出張した場合の日当を新たに規定し、また、県外の宿泊料について、所要の改正を行ったものです。

さらに、令和6年10月に、長野県の最低賃金が、時間額948円から998円に引き上げられたことに伴

い、一部の非常勤の特別職を除き、適用日を令和6年10月1日に遡及し、所要の改正をしたものです。

○天龍村消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、当条例で引用している消防組織法の条項を改めたものです。

○「6月1日から3日にかけての梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害 林道施設災害復旧工事 林道虫川新野峠線(1号) 神原 大津山」の変更契約について

内容は、令和6年第1回議会臨時会で議決後、工事を進めていきましたが、令和6年6月23日の降雨により増破したため、変更仮契約を締結しており、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議決したものです。

変更後の請負金額は、1億2,964万6千円、契

約の相手方は有限会社上野建設です。

○飯田市との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて

内容は、長野県が、複雑化・高度化する消費生活相談の課題に対応するため、県の消費生活センターを集約し、機能強化を図るため、現在の南信消費生活センターが閉鎖されることになりました。令和7年4月からは、飯田市消費生活センターの体制を強化し、広域的な対応を行うことになり、現在の協定内容の一部を変更し、協定を締結することについて、「天龍村定住自立圏形成協定の議決に関する条例」の規定により、議決したものです。

○向方辺地に係る総合整備計画の一部変更について
内容は、戸口簡易給水施設新設水源築造工事の事業費を変更することについて、辺地に係る公共的施設

の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、議決したものです。

請 願

○「再審法改正の早期実現を求める意見書」の採択を求める請願書

審議の結果、採択され、衆参両議長ほか関係大臣へ意見書を送付しました。

一 般 質 問

○大平正長議員

一、令和7年度当初予算案の編成について

二、役場の職員体制と人事異動について

三、安全で安心な防犯の村づくりについて

○熊谷美沙子議員

一、職員との向き合い方、働きやすい職場づくりについて

二、道路や工事現場の看板の設置などについて

三、天龍村谷京村有林の入山状況について



永嶺村長あいさつ

- 村松克一議員
- 一、集落の存続について
 - 二、来年度の地方創生交付金について
 - 三、ローカルフード法案について
 - 四、来年度の林業計画、林業施策について
 - 五、道路の維持について
- 兼宗 真議員
- 一、職員の仕事量や残業量が過度にならない対策について
 - 二、職員教育について
 - 三、職員の仕事に対する評価について
 - 四、職員の自己研鑽について
 - 五、職員数の不足、職場づくりについて

令和6年度 補正予算

会 計 名	補正前の額	補正額	計
一 般（第3号）専決	23億9,388万円	2,496万円	24億1,884万円
一 般（第4号）	24億1,884万円	5,277万円	24億7,161万円
国 民 健 康 保 険（第2号）	1億4,113万円	5,351万円	1億9,464万円
介 護 保 険（第3号）	3億4,134万円	10万円	3億4,144万円
国民健康保険診療所（第3号）	6,241万円	453万円	6,694万円

令和6年度 補正予算

会 計 名	補正前の額	補正額	計
村 営 水 道 事 業（第3号）	収入	5,017万円	87万円
	支出	6,573万円	87万円

ふるさと寄附金
ありがとうございます

広報天龍第221号（12月号）で公表後、12月31日現在で次のみなさんから寄附をいただきました。（ご希望の方のみ、氏名を掲載させていただきます。）

- 伊丹しげこ様 鎌倉 信彦様
- 金子 仁美様 高橋 秀明様
- 大鹿 靖直様 本田 絵美様
- 荒木 優芳様 澤田 圭子様
- 嶽 篤史様 大高 賢一様
- 浅井 崇 様 菅家 世高様
- 佐藤 正勝様 横山 智理様
- 樋川 陽子様 平原 大士様
- 日浅 和貴様 山岡信一郎様
- 林 徹 様 白井 達也様
- 國吉 伸城様 松下 明則様
- 橋詰 武顕様 杉原 光男様
- 水落 勇気様 上原 清則様
- 角田ゆかり様 伊藤 顕矢様
- 高野美都江様 岡田 忠夫様
- 大槻 隆之様 吉田 清剛様
- 西澤 亮 様 佐々木祐子様
- 佐藤 幸一様 堀岡 伸康様
- 田染 建造様 加藤 典子様

- 吉田 定宏様 土屋 佳太様
- 平栗 貢一様 田村 耕治様
- 日江井俊次様 原田健太郎様
- 長江 浩子様 小田あずみ様
- 小保方雅人様 加納真由子様
- 今泉 淳 様 遠山裕一郎様
- 五味 正洋様 瀧澤 達也様
- 大嶋 勝治様 中村優里子様
- 東口 雄三様

今回は446名の方から寄附をいただきました。ありがとうございます。

天龍村ふるさと寄附金は、村のホームページのほか、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」などからもお申込みができます。決済方法は金融機関からの振込みのほか、クレジットカードも可能です。電話、ファックス、役場窓口でも承ります。



保健師だより

『オーラルフレイルの予防』

おいしく食べること
は、生きるうえで楽しみ
のひとつです。高齢に
なっても、おいしい食
物を噛んで食べられる
ように、今から準備して
ませんか。

英語で「オーラル」は
『口腔』、『フレイル』は
『虚弱』という意味です。
「オーラルフレイル」と
は『口腔機能の衰えが全
身の老化につながるとい
う考え方』です。そこで
歯・舌・のど・口周りの
筋肉などの口腔機能の衰
えに気づき、早めに対処
して、全身の機能低下を
防ぐことが重要です。

次に心当たりのある場
合は、さっそくオーラル
フレイル対策に取り組み
ましょう。

- 口が乾く
- 飲み物や汁物でむせる
- 食べ物を口からこぼす

① お口・舌の動きをスムーズにする体操

効果 唇やほほ、お口周りや舌の筋力をアップすることで、お口の機能が
高まり、唾液がよく出るようになり、舌がなめらかに動いて食べ物
を飲み込みやすくなります。お顔の表情もイキイキしてきます。

(唇を中心とした) 口の体操



①口をすぼめる。②「イー」と横に開く。

(唇と) ほほの体操



ほほを膨らませた後、すぼめるという動きを
数回する。(水はなくてもOK)

舌の体操 (舌圧訓練)



①舌を左のほほの内側に強く押しつける。
②自分の指で、口の中の舌の先を、ほほの上か
ら押さえる。
③それに抵抗するように、舌をほほの内側に、
ゆっくり10回押しつける。
④右のほほでも同じこと繰り返す。

パタカラ体操



①「パ」…舌をはじくように
②「タ」…舌先を上の前歯の裏につけるように
③「カ」…舌の奥を上顎の奥につけるように
④「ラ」…舌をまるめるように

各発音 8回を 2セット行う。

オーラルフレイル 予防3本柱

- 食事に時間がかかる
- 口の中に食べかすが残る
- 薬が飲みこみにくい
- 活舌が悪くなった
- 固くて噛めない食品が
増えた

①しっかりと噛める歯
を！(入れ歯でもいい)

②きれいな口を！
口の中の細菌を減らす
ために、丁寧に歯を磨く。
入れ歯も外して歯ブラシ

③よく動く口を！
で磨く。悪いところは早
めに治療する。

口腔体操で トレーニング

運動で足腰を鍛えるの
と同様、口やのどの筋肉
を鍛えると、噛む・飲み
こみの機能が向上しま
す。唾液の分泌が促され、
飲みこみやすくなり、誤
嚥防止につながります。

同法書士による 登記・相続 無料相談会



○日 時…令和7年3
月1日(土)午後1時～
午後3時まで 【予約
不要】

○場 所…天龍村老人
福祉センター 生活
相談室、教養娯楽室
○相談料…無料
○相談例…令和6年

村松三子氏、平松喜子氏が全国民生 委員児童委員会会長表彰を受彰

民生児童委員の村松
三子氏(長野町区)と
平松喜子氏(福島区)
が、全国民生委員児童
委員連合会会長表彰
(永年勤続民生委員児
童委員表彰)を受彰さ
れ、12月19日(木)に副村
長より表彰の伝達が行
われました。

お二人は、平成25年
12月から長きにわた
り、民生児童委員とし



表彰を受ける村松三子氏

(2024年) 4月
1日から相続登記が
義務化されました
が、その内容と対応
について教えてほし
い。

- ・遺言書の保管制度に
ついて教えてほしい
- ・親族が認知症を患っ
て通帳の管理ができ
ないなど。



令和7年度（令和6年分） 村県民税の申告と所得税の確定申告の時期です

村では次頁の日程表のとおり、2月17日(月)から3月17日(月)までの間、申告相談を行います。
持ち物などをご確認のうえ、期間中に申告をお願いします。

村県民税の申告が必要な方

令和7年1月1日現在、村内に居住している方で令和6年中に所得があった方の内、次に該当される方は村県民税の申告が必要です。（所得税の確定申告を提出された方などは除きます）

○営業・農業・不動産・配当・雑収入などの所得があった方

○給与収入のある方で

- ・勤務先から役場に給与支払報告書が提出されていない方（パート・アルバイトも含みます）
- ・給与以外の所得があった方
- ・令和6年中に退職し、再就職されていない方
- ・医療費などの各種控除を受けられる方

○公的年金などの収入がある方で

- ・公的年金の収入額が400万円の額を超える方
- ・20万円を超える公的年金以外の所得があった方
- ・社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費などの控除を受けられる方

○役場から「お知らせはがき」が送られている方

※所得や控除の状況によっては、所得税の確定申告が必要な場合もあります。

所得税の確定申告が必要な方

○給与収入のある方で

- ・年末調整をされていない給与がある方
- ・年末調整の内容を変更される方
- ・年末調整をした給与以外に、20万円を超える所得がある方

○公的年金から所得税が引かれている方

○配当・個人年金・報酬などから所得税が引かれている方

○飯田税務署から「お知らせはがきまたは通知書」が送られている方



申告に必要なもの

○マイナンバーカードおよび本人確認ができる書類

○還付や口座振替登録をされる方は口座届出印と口座番号を確認できる通帳など

○令和6年中の収入が明らかになる書類

- ・給与・年金・報酬などの源泉徴収票または支払額の証明書（原本）
- ・営業や農業などの事業収入や不動産収入のある方は、収支内訳書（収支内訳書へ収入や経費を項目ごとに集計して持参してください）
- ・上記以外に収入のあった方は、収支金額の確認ができる書類など

※1年間の全ての収入で申告することになりますので、申告もれが無いようご注意ください。

○控除を受けるための証明書など

- ・生命保険料や地震保険料の控除証明書・国民年金など社会保険料の支払証明書または領収書
- ・国保税や介護保険料などの支払いがある方は、村から届く納付書など
- ・医療費控除を受ける場合は、領収書と生命保険や高額医療費など補てんされた額がわかるもの（医療費の領収書は、人別・病院別に集計してきていただければ、申告時間が短縮されます）

- ・特定の団体に寄付された方は、団体より発行される寄附金受領証明書など
- ・公共事業などで収用による補償金を受け取った方は、契約団体から送付される収用の証明書、申出証明書、買取証明書、契約書の写しなど

※令和6年中に支払ったことが確認できる証明書や領収書などがないと控除ができません。

※収入や控除の内容などによって、別途書類が必要となる場合がありますので、不明な場合は事前に役場税務係（☎0260-32-1024）へお問い合わせください。

令和7年度(令和6年分)住民税と所得税の申告相談日程表

お住まいの地区の相談日にお越しください。2月17日(月)から2月20日(木)までの間は、職員が各地区の申告相談に出ているため、この間に役場税務係にお越しのいたりお電話をいただいても対応できない場合がありますので、ご了承ください。(夜間や休日の申告相談も予定しております)

月 日	地 区	時 間	会 場
2月17日(月)	鶯 巢・福 島・倉 の 平	9：30～12：00	梅 の 里 ふ れ あ い 館
	坂 部	14：00～16：00	坂 部 集 会 施 設
2月18日(火)	向方・峠山・梨畑・見遠	9：30～12：00	向 方 老 人 憩 い の 家
	大 河 内	14：00～16：00	大河内多目的集会施設
2月19日(水)	十 久 保 ・ 下 山	9：30～12：00	下 山 集 会 施 設
	鶯巢宇連・上平・中井侍	14：00～16：00	中 井 侍 集 会 施 設
2月20日(木)	戸 口・中 組・大 久 那	10：00～12：00	戸 口 集 会 施 設
2月25日(火)	為 栗 ・ 折 立 ・ 清 水 ・ 合 戸 ・ 長 島 宇 連	8：30～16：30	老人福祉センター 1階第一会議室
2月26日(水)	西 原 ・ 東 原		
2月27日(木)	余 野 ・ 中 央		
3月3日(月)	北 ・ 本 町 ・ 岡 本		
3月4日(火)	長 野 ・ 長 野 町		
3月7日(金)	南 上 ・ 南 中		
3月10日(月)	栄町・南下・松島・長沼		
3月11日(火)	上記で申告ができない方		
3月12日(水)			
3月13日(木)	予 備 日	8：30～ <u>12：00</u>	
3月17日(月)			

☆マスクの着用など感染症対策へのご協力をお願いします。

★ 夜間・休日申告相談 ★

2月20日(木)	日中に申告できない方	17 : 30 ~ 19 : 00	老人福祉センター 1階第一会議室
3月7日(金)			
3月2日(日)	平日に申告できない方	9 : 30 ~ 16 : 00	

●お問い合わせ先：住民税務課税務係 ☎0260-32-1024、飯田税務署 ☎0265-22-1165

飯田税務署からのお知らせ



○所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

会 場 ： 飯田高羽合同庁舎 4 階（飯田市高羽町 6 丁目 1 番 5）

期 間 ： 令和 7 年 2 月 17 日(月)から 3 月 17 日(月)まで（土、日及び祝日を除く）

（注）贈与税については、2 月 3 日(月)以降、申告相談の受付をします。

時 間 ： 相談受付：午前 8 時 30 分から午後 4 時 00 分まで

※相談受付後の午前 9 時 00 分から相談開始となります。確定申告会場の入場には、当日配付又は国税庁 LINE 公式アカウントから 事前に取得した入場整理券が必要です。

○確定申告会場の入場には、次の方法により発行される入場整理券が必要です。

①国税庁 LINE 公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行

②各会場で当日配付（配付状況により、午後 4 時前であっても、相談受付を終了しますので、オンラインでの入場整理券の事前発行をおすすめします。）

※確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談体制としております。

※マイナンバーカードを利用して申告する場合は、併せてパスワード（①数字 4 桁及び②英数字 6 ～ 16 桁）が分かるようにしてお越しくください。

※必要書類が不足する場合には、確定申告ができません。事前に国税庁ホームページなどで必要書類をご確認の上、お越しくください。

上記の期間前に税務署で申告相談が必要な方は、電話による事前予約が必要です。

⇒事前予約のない申告相談はお受けできません。

⇒予約の状況によっては、ご希望の日時に予約できない場合があります。

○令和 6 年分の各税目の申告・納付期限は次のとおりです。期限内の申告、納付をお願いいたします。

税 目	法定申告・納付期限	振 替 日
申告所得税及び復興特別所得税	令和 7 年 3 月 17 日(月)	令和 7 年 4 月 23 日(水)
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和 7 年 3 月 31 日(月)	令和 7 年 4 月 30 日(水)
贈与税	令和 7 年 3 月 17 日(月)	—

所得税などの申告は、e-Taxをご利用ください

①国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。

②マイナポータル連携を利用すると、控除証明書などの必要書類のデータを申告書の該当項目へ自動で入力することができます。

（注）マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又は IC カードリーダライタ）があればご利用可能です。

◆詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

「確定申告はマイナンバーカードと e-Tax でさらに便利！」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r6_smart_shinkoku/pdf/01.pdf)

「マイナンバーカードでマイナポータルと連携して確定申告書に自動入力」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/mynportal-jidou/>)

e-Taxを利用するメリット!

- 税務署に行かずに自宅から申告ができる。
- 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出や提示が不要。

※法定申告期限等から5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります。

- 自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付。

- 確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能。

※メンテナンス時間を除きます。

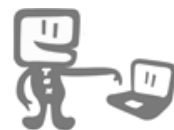
(注) 源泉徴収票の提出又は提示は不要です。医療費の領収書の提出又は提示は不要です。(代わりに、医療費控除の明細書の提出が必要です。)

確定申告に関する情報は確定申告特集ページをご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>)

※確定申告書等作成コーナー、e-Taxソフトの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方のお問合せはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ ☎0570-01-5901

※マイナンバーカードに係るICカードリーダーライタの設定、対応機種、パソコン設定などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルへ ☎0120-95-0178



確定申告に関する税務相談はぜひチャットボットをご利用ください

国税庁ホームページにおいて、令和6年分所得税の確定申告及び消費税の確定申告に関する税務相談チャットボットを次の日程で開始します。

- ・所得税の確定申告…令和7年1月6日から
- ・消費税の確定申告…令和7年2月上旬から



税務相談チャットボット
はこちらから

チャットボットとは?

チャットボットとは、「チャット(会話)」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、利用者の知りたい情報について、メニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AIが自動で回答を表示するウェブサービスです。

チャットボットを利用することにより、税に関する疑問について、電話での相談に比べて気軽に質問したり、国税庁ホームページに掲載している税の情報に短時間でアクセスすることができます。

どんなことが相談できるの?

所得税の確定申告では、「医療費控除」や「住宅ローン控除」など各種控除のほか、株式の配当金や副業で得た収入の申告に関する質問など、所得税全般のご相談をしていただくことができます。

また、e-Taxやスマホ申告を含む確定申告書等作成コーナーの事前準備の案内やエラーの対処方法などについて、回答の充実を図っています。

消費税の確定申告では、インボイス制度のほか、消費税額の計算方法や申告手続など新たに課税事業者になった方から多く寄せられる事項を中心に回答しています。

なお、詳しい相談範囲については、国税庁ホームページをご覧ください。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス <https://www.nta.go.jp> —

天龍村の「柚餅子」 食文化調査・魅力発信事業



令和6年度、文化庁の文
化芸術振興費補助金（食
文化ストーリー）創出・発
信モデル事業）を活用し進
めている、天龍村の「柚餅
子」食文化調査・魅力発信
事業についてご紹介しま
す。事業は「調査研究」「発
信」「保護継承」の3つの
事業区分で進められていま
す。

発信

柚餅子作り体験交流会を
開催し、都市部などから多
くのみなさんにご参加いた
だき、天龍村の柚餅子を認
知していただくきっかけと
なりました。

保護継承

天龍小学校の体験学習で
柚餅子作りを行いました。

また、2月には学校給食で
提供される予定です。村の
子供たちに柚餅子を知って
もらい、後世に引き継がれ
るよう期待しています。

柚餅子シンポジウム開催

これまでの調査研究の報
告や柚餅子の継承・保護・
魅力・展望についての座談
会を、令和7年2月19日（水）
に坂部活性化施設で開催す
る予定です。詳しくは、村内
回覧などでお知らせします。

調査研究

天龍村と同じ「丸柚餅子」
を作っている和歌山県龍神
村、奈良県十津川村、愛媛
県西条市、岡山県矢掛町な
どの生産者を実地調査し、
柚餅子づくりの作業工程や
原材料、生産されることと
なったきっかけや歴史など
の聞き取りを行いました。

天龍保育所の デッキテラスが 新しくなりました

平成25年1月に竣工、同
3月より保育を開始した天
龍保育所も築12年が経過し
デッキテラスが老朽化して
いました。子供たちが安心
して過ごせる環境を整備す
るために、村有林の木材を
活用し、木のぬくもりが感
じられるデッキテラスへ改
修しました。なお、この改
修工事には「あたりまえに
木のある暮らし推進事業補
助金」を活用しています。



祝天龍村缶バッチ 売上900個 達成！



天龍村観光協会が8月1
日から販売を開始した、天
龍村缶バッチ（ガチャガ
チャ機械で販売）が1月8
日に累計売り上げ900個
を達成しました。観光協会
では村のPRのため今後も
様々な事業を実施しますの
で、村民みなさんのご協力
をよろしくお願いします。



消防団出初式挙行

輝かしい令和7年の新春を飾る恒例の天龍村消防団出初式が、1月11日(土)に「文化センターなんでも館」で行われました。

国会議員をはじめ多数の来賓を迎える中、式典では県消防協会などによる各表彰が行われ、消防団員の日頃の功績がたたえられました。

式典後は恒例の市中行進が行われ、沿道の方々から温かなご声援をいただきました。

昨年は無火災で1年を終えることが出来た一方で、元日には能登半島地震が発生し、8月には南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されるなど、大地震に対する警戒、備え、防災に対する意識が高まった年でもありました。

有事の際、地域の消防団が果たす役割は非常に重要です。

今後も地域・企業・ご家族のみなさんの、より一層のご理解とご協力をお願いします。

令和7年4月から建築確認が変わります！

対象：令和7年4月以降に着工する建築物

申請が必要となる
範囲が拡大！

2階建て以上の建築物等は全ての地域で確認申請が必要になります

2階建ての住宅などは都市計画区域外でも確認申請が必要になります ※平屋で200㎡以上のものも含む



増築時の注意

今まで確認申請が不要だった既存建物に増築※1する場合であっても、令和7年4月以降は全体が一定規模※2以上であれば、確認申請が必要になります。

※1：10㎡超に限る ※2：2階建て以上または延べ面積200㎡超

お問い合わせ先：飯田建設事務所 建築課 ☎0265-53-0484

国際ソロプチミスト
飯田から寄付をいた
だきました

国際ソロプチミスト飯田の代表熊谷明美様から村へ寄付をいただきました。紙面をもって厚く御礼申し上げます。



天龍村民体育館の
あり方について
村長へ答申

村長の諮問により天龍村民体育館のあり方について検討していた、天龍村村民体育館のあり方検討委員会から令和6年11月8日(金)に村長に答申が行われ、熊谷美沙子委員長、守屋武浩副委員長より、永嶺村長へ答申書が手渡されました。答申では、天龍村総合体



育施設の 신설に伴い、天龍村民体育館の機能と役割は終えたと考えられることから解体すること、一階の一部をさきゆり会が葬儀場として利用していました。また、解体後、社会福祉施設や文書館などの施設建設を検討して欲しいとの要望がありました。村では、この答申を受け、今後天龍村民体育館解体後の跡利用を含めて具体的に検討を行う予定です。

12月14日(土)
天龍保育所

お楽しみ会

12月14日(土)到天龍保育所で『お楽しみ会』が行なわれました。

この日を楽しみに頑張って練習したクラス発表、劇やダンスなど園児らはいつもと違う雰囲気の中で少し緊張しながらの発表でしたが、それぞれ成長した姿をご家族のみなさんに見ていただくことができました。

最後はお待ちかねのサンタさん登場で、一人ひとりにプレゼントが渡されみんな大喜びでした。クリスマスツリーをバックにサンタさんと記念写真を撮り一年の成長を感じられた楽しい会となりました。



松組(年長)さんは4月から小学生になります。保育所最後のクリスマスプレゼントです。

この日、保小連携事業の一環としてコンサート前に小学校1・2年生との交流会を行いハンドベルの演奏やお引越越しというゲーム遊びを行い交流を図りました。またドラゴンフレンズ

保育所ピアノコンサート開催

12月23日(月)到天龍保育所でピアノ(クリスマス)コンサートを行い令和6年の保育行事を締めくくりました。

コンサートは、リトミック教室でお世話になっている熊谷先生と森本先生、天龍小中学校の遠山先生によるクリスマス曲などが演奏され、知っている曲が流れると「あ!○○だ」と手を叩いたり体を動かしてリズムに乗って楽しんでいました。その他フルートやサクスの生の音色も聴くことができ貴重な体験に真剣な表情で聴き入っていました。

の関係者も参加され多くのみなさんでコンサートを楽しみました。



ピアノコンサートの様子

第54回 天龍梅花駅伝

令和7年2月16日(日)

～午前11時 旧天龍中学校スタート～

☎0260-32-3206



第54回天龍梅花駅伝は「スポーツ振興くじ助成事業」スポーツ振興くじ助成金を受けて実施されています。